平成２４年（フ）第１７８号
長崎県長崎市茂木町43番地１　ダム―ル打越201
破産者　三浦　　等
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５８号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町１丁目１番12号
破産者　土屋　昭次
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５８号
北海道千歳市新富３丁目11番13―２号　ハイツフジモリＢ102号
破産者　野田　　勝
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０号
山形県村山市富並3599番地、住民票上の住所山形県東根市神町西２丁目５番44号
破産者　生亀　廣美
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
山形県米沢市御廟２丁目３番38―８号、開始決定時の住所山形県米沢市塩井町塩野4256番地の２
破産者　赤井橋英子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第５０号
横浜市青葉区あかね台２丁目29番地１
破産者　中野　智和
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４９号
川崎市幸区鹿島田２丁目１番32号
破産者　熊谷　善幸
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目30番22号
破産者　森　　敦
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地２　115号棟103号室、開始決定時の住所愛知県春日井市押沢台１丁目７番地23
破産者　髙橋　敏男
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１６号
岐阜市野一色５丁目10―18　フレグランス浅野102号
破産者　鈴木商店こと　鈴木　　優
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３８号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目81番地１高蔵寺ハイム102号、開始決定時の住所愛知県春日井市大留町４丁目12番地８
破産者　古田ふみ子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４７６号
名古屋市中川区高畑３丁目203番地の１、開始決定時の住所名古屋市中川区打出２丁目36番地　サンコーポ打出202号
破産者　越智　　渉
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３０号
大阪府豊中市服部西町３丁目12―８　ハイツ交邦115号室、開始決定時大阪府豊中市北条町１丁目７番11号
破産者　小池　暁子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目253番地、開始決定時の住所兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目253番地・254番地
破産者　瀧口　　弘
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
北海道夕張郡栗山町字継立176番地37
破産者　三上　伸行
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４８号
石川県小松市浮城町102番地　アメニティー浮城305号室、破産手続開始時の住所石川県小松市上牧町150番地
破産者　島田　忠夫
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７６号
山梨県山梨市上岩下92番地８
破産者　飯島　信夫
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係